保育施設における新型コロナウイルス感染症陽性者判明時の対応について

### 1 主旨

区は、令和4年1月25日以降、保育施設において新型コロナウイルス感染症陽性者が発生した場合に、世田谷保健所の基準に基づいて保育部が濃厚接触者の特定を行ってきた。この間、園児の陽性者が多数発生し、濃厚接触者として自宅待機をお願いしてきたが、小児では重症例が少ないオミクロン株の特性を踏まえ、第7波に向けて、保育施設での新型コロナウイルス感染症陽性者判明時の対応を見直す。

# 2 保育施設で陽性者が発生した際の対応の考え方

## (1) 濃厚接触者の特定の取扱い

令和4年1月25日以降、保育施設において新型コロナウイルス感染症陽性者発生した場合に、世田谷保健所の基準に基づいて保育部が一律に濃厚接触者の特定を行ってきたが、この方針を見直す。保育部においては、引き続き、保育施設での園児の陽性者の行動調査を行うとともに、当該クラスの保護者に対して健康観察を徹底するよう依頼する。ただし、クラス単位で5人以上の陽性者が発生した場合は、集団感染の可能性を踏まえ世田谷保健所による調査を行い、必要に応じて濃厚接触者を特定する。

## (2) 保護者への登園自粛のお願い

濃厚接触者の特定は行わないものの、園児が陽性者となった場合には、感染拡大防止のために、陽性となった園児以外の登園自粛を保護者に依頼する。特に、高齢者や基礎疾患を有する者等重症化リスクの高い方と同居されているご家庭には、あらかじめリスク回避のため登園を控えていただくよう、注意喚起を図る。保護者が仕事を休むことができない等の理由で保育が必要な場合は、保育を提供する。

登園自粛の対象期間は、陽性者の発症日の翌日から7日間とする。

### (3) 保育料の取扱い

登園自粛期間を含む月の保育料は対象施設の全園児を日割り対象とする。(認可保育園 等以外の施設については、一部対象者に補助を行う)

# 3 周知

本対応については、施設あてに周知するとともに、区HPに掲載する。

2(2)については、「登園自粛のお願い」を別途、当該クラスの保護者あて通知する。

### 4 適用年月日

令和4年4月28日